

正従業員と同じ手当制度を
有期契約従業員に適用！



キャリアアップ助成金

(諸手当制度共通化コース)

38 万円

生産性要件を満たせば
<48万円>
1回のみ
(中小企業の場合)



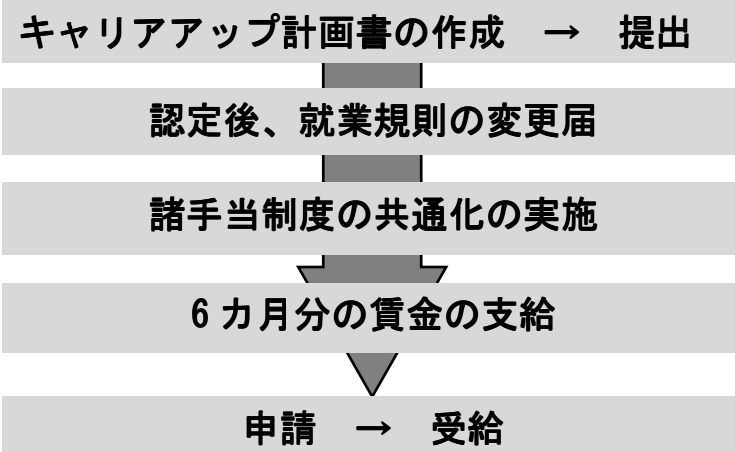
趣旨

正従業員に実施している手当制度（1つでも）を有期契約従業員にも適用することで、契約従業員の処遇改善と人材確保に寄与する。

ポイント

- ① 正従業員と有期契約従業員で共通化する手当を検討
- ② 計画届を提出

手続の流れ



必要な手続

- ① 計画届の作成・届出 …当事務所で作成し、押印をお願いします。
- ② 就業規則の改訂・作成 …当事務所で案を作成し、事業主の了解を得ます。
- ③ 労働基準監督署への届出…当事務所で行います。
- ④ 制度の実施（給与の支給）
- ⑤ 申請書類作成・申請 …当事務所で作成し、押印をお願いします。

○ 申し込みは下記の表にてFAXにてお願いします。電話でのお問い合わせもOKです。

貴事業所名		メールアドレス	@
所在地			
申込責任者名		電話番号	

申込・問合せ：社会保険労務士法人ウイズ **FAX:076-277-4415**

〒924-0805 石川県白山市若宮3-26 TEL:076-277-4408 HP: <http://srwith.jp>